議案第３３号

損害賠償の額を定めることについて

庁用車両における物損事故に伴う損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

平成３０年２月２３日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

１　事故の状況

平成２９年５月１８日午前９時２７分頃、亀山市東丸町地内の市の来客用駐車場において、後退させた際、駐車してあった相手方車両の右後方部に接触し破損させた。

２　相手方

[redacted]

３　損害賠償の額

１，４２８，７２０円

提案理由

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定により議会の議決を求める。